

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応 と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ

令和2年3月

(令和2年10月23日更新)

国 税 庁

法人番号 7000012050002

新型コロナウイルス感染症については、国内の感染拡大を防止するとともに、政府全体として、必要な対策を講じていくこととしています。

国税庁では、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に鑑み、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難であった方については、期限を区切らず柔軟に受け付けることとしているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には納税の猶予制度を案内するなどの対応を行っています。

当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等をFAQとして取りまとめましたので、参考としてください。

(注) このFAQは、令和2年10月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

目 次

(各問をクリックすると該当ページへジャンプします)

1 申告・納付等の期限の個別延長関係

問1. 確定申告期限の柔軟な取扱い〔5月29日更新〕	5
問2. 期限の個別延長が認められるやむを得ない理由〔4月16日更新〕	6
問2-2. 法人の期限の個別延長について〔5月29日更新〕	8
問2-3. 中間申告期限の個別延長について〔4月30日追加〕	9
問3. 相続税の期限の個別延長について〔5月29日更新〕	11

〈個別延長の対象〉

問4. 期限の個別延長の対象となる手続	12
問4-2. 青色申告の承認申請の取扱い〔4月13日追加〕	13
問4-3. 教育資金の一括贈与の非課税の特例における領収書の提出期限 の延長について〔5月15日追加〕	15
問5. いわゆる「死亡による準確定申告」の期限延長の可否	16
問6. 申告所得税等に関して延長の対象とならない手続	16

〈具体的なケースにおける期限の個別延長について〉

問7. 株主総会の開催が遅れる場合の消費税の申告等の期限延長	17
問8. 資金繰りが悪化して納付できない場合の納付期限の延長	18
問9. 相続税の申告において相続人の一人が感染した場合の取扱い 〔4月16日更新〕	18

〈期限の個別延長の手続〉

問10. 個別延長のための申請手続の期限について〔5月29日更新〕	19
-----------------------------------	----

問9.《個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い》

〔10月23日更新〕

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがあります。こうした助成金は所得税の課税対象となりますか。

- 国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の事実関係によって、次とおり課税関係が異なります。具体例については、次ページの（参考）をご覧ください。

【非課税となるもの】

- 次のような助成金（助成金には、商品券などの金銭以外の経済的利益を含みます。以下同じです。）は、非課税となります。

- ① 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの
- ② その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの
 - ・ 学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）
 - ・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）

【課税となるもの】

- 上記の非課税所得となる助成金以外の助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。

- ① 事業所得等に区分されるもの

事業に関連して支給される助成金（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど）

※ 補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合には、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費になります。

- ② 一時所得に区分されるもの

例えば、事業に関連しない助成金で臨時に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金

※ 一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

- ③ 雑所得に区分されるもの

上記①・②に該当しない助成金

※ 一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要とされています。

※ 国や地方公共団体による主な助成金等の課税関係については、次ページの（参考）をご確認ください。なお、次ページの（参考）に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。

(参考) 1 新型コロナウイルス感染症等の影響に関する支給される主な助成金等の課税関係(例示)

非 課 税	【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】 <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(雇用保険臨時特例法7条)・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金(雇用保険臨時特例法7条)
	【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】 <ul style="list-style-type: none">・特別定額給付金(新型コロナ税特法4条1号)・子育て世帯への臨時特別給付金(新型コロナ税特法4条2号)
課 税 (※)	【所得税法が非課税の根拠となるもの】 <ul style="list-style-type: none">○学資として支給される金品(所得税法9条1項15号)<ul style="list-style-type: none">・学生支援緊急給付金○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金(所得税法9条1項17号)<ul style="list-style-type: none">・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成

(※) 事業所得等の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続に際して発生した費用(行政書士に対する報酬料金など)は、この必要経費に該当します。

(参考) 2 国等から支給される主な助成金等の課税関係(例示)

(新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して給付されるものを除く。)

非 課 税	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none">雇用保険の失業等給付(雇用保険法12条)生活保護の保護金品(生活保護法57条)児童(扶養)手当(児童手当法16条、児童扶養手当法25条)被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法21条) <p>【租税特別措置法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none">簡素な給付措置(臨時福祉給付金)(措置法41条の8.1項1号)子育て世帯臨時特例給付金(措置法41条の8.1項2号)年金生活者等支援臨時福祉給付金(措置法41条の8.1項3号) <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none">○学資として支給される金品(所得税法9条1項15号)東京都認証保育所の保育料助成金
課 税	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none">肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金 <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none">すまい給付金地域振興券 <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none">企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券(通常時のもの)東京都のベビーシッター利用支援事業における助成(通常時のもの)